

太宰府市における携帯電話基地局問題の経緯

平成16年 頃	基地局の建設を巡って地元住民と事業者との間にトラブル発生。
平成17年 9月	議会で一般質問に取り上げられる。以降毎年。 執行部の答弁→「事業者は法を守っており、電磁波の強度も国の基準以下であるから問題ない」
平成21年 頃	質問に対し執行部が毎回同じ答弁を繰り返し、市の無策が明らかになってくる中、困っている市民がいる以上議会としてもこの問題に対処していかねばならない、との機運が起きる。
平成22年12月	「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」が提出される。→ 可決（採択） <u>請願の主旨</u> 1. 条例を制定すること 2. 教育施設に配慮すること 3. 設置改造を行うときは、説明会を実施すること 4. 既設の基地局のうち児童関連施設の周辺にあるものについては事業者は保護者と話し合い誠実な対応をすること
平成23年 3月 (選挙前)	市長 →「市民が困っているとき、助けるのが市役所。電磁波の停止実験をドコモに申し込む。」
平成23年 6月 (選挙後)	市長 →「政府が安全といっているのだから、市として特別なことはしない。条例を作る考えはない。」
平成23年 9月	「太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針」を市が発表する。 ※「実施方針」には実効性がなく、条例が必要との考えから、 → 太宰府市議会携帯電話基地局問題研究会・発足
平成23年12月	「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例」を議員発議。 → 可決するも市長の拒否権（再議）により継続審査。
平成24年 3月 (以降2年間)	再議決（12名）に1名足りず廃案となる。 新たに特別委員会を設置し継続してこの問題に取り組む。 篠栗町、有田町など視察する。国と事業者双方から意見を聞く。
平成26年 4月	「太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱」施行

市の「実施方針・要綱」と、議会提案の「条例」の比較

名称	太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた 実施方針	太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止 条例	太宰府市携帯電話基地局の設置に関する 指導要綱
施行	市が H23/9 に公表。 H26/4 廃止。	H23/12 議員発議 可決・成立するも、市長の拒否権 (再議)により翌年廃案。	市が H26/4 に施行。
目的	紛争防止？	紛争防止	紛争防止
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明を求められた場合、解決に努める。 ※住民は建設に関し何も知らされないから、求めようがありません！	<ul style="list-style-type: none"> ● 着工の 60 日前迄に事業計画書を市に提出、40 日前迄に説明会。 ● 説明会開催後 10 日以内に報告書を市に提出。 ● 意見書が提出されたときは回答を付して市に提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明を行う等誠意をもって対応し紛争の防止に努める。 ● 表示板を掲示する。 ● 設置届を市長に出す。
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 紛争の防止及び調整に努める。 ※気がつけば建っているのだから「紛争の防止」はできません！	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画書、報告書、意見書ならびに回答を縦覧に供すとともに、市のホームページに掲載する。 ● 市民から既設の基地局等の管理運営状況について、調査を求められたときは、関係機関ならびに事業者へ調査の依頼をし、その結果を公表しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要請があれば調整に努めるが、解決の見込みがなければ打ち切る。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の説明について検討を行い、紛争の防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会に参加するよう努める。 ● 説明会開催後 5 日以内に事業者に対し意見書を提出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の説明について相互理解を深め、紛争の防止に努める。
勧告等	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が計画書、報告書、意見書、及び回答の提出をしなかった、又は虚偽の記載をしたとき。 ● 事業者が説明会を行わなかったとき。 	なし
公表	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 勧告を受けた事業者が勧告に従わなかったときは、勧告の内容と事業者名を公表する。 	なし